

公募型プロポーザルの公告

公募型プロポーザルにより業務委託者の選定を行いますので、次のとおり公告します。

平成31年1月28日

明日香村長 森 川 裕 一

1 公募型プロポーザル公告に付する事項

(1) 委託業務名

平成30年度 第406号 酒船石遺跡応急対策整備事業に伴う基本設計・実施設計等業務委託

(2) 委託期間

契約締結日の翌日から平成31年3月25日まで

(3) 委託業務の内容

明日香村では飛鳥時代に造営された天皇祭祀の場とされる酒船石遺跡の一部が豪雨によって崩落したため、遺構の保護と活用を図るための応急対策として修復・復元整備を行うものである。業務は酒船石遺跡応急対策整備検討委員会への技術的な助言及び支援、さらに修復・復元整備にかかる基本設計・実施設計を行うことを業務目的としています。

(4) 委託金額

金6,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限とします。

2 参加資格

次に掲げる要件のすべてを満たすものとします。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 民事再生法の規定による再生手続開始の申立て中、または再生手続中でないこと。
- (3) 会社更生法の規定による更生手続開始の申立て中、または更生手続中でないこと。
- (4) 平成30年度・平成31年度明日香村入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (5) 明日香村建設工事等請負契約に係る入札参加資格停止措置要綱による指名停止中でないこと。
- (6) 公告日から契約締結日までの間に、国及び地方公共団体から、それぞれの規定に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (7) 国税及び地方税に滞納がないこと。
- (8) 所属事務所が建築士法に基づく一級建築士事務所の登録を受けており、本業務に一級建築士を1名以上配置できること。
- (9) 業務の統括・管理を行う技術者並びに照査を行う技術者は、技術士法に基づく登録を受けている技術士を本業務にそれぞれ1名以上配置できること。
- (10) 暴力団員による不当な行為の防止に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員でないこと。
- (11) 基本設計・実施設計の策定と実施等の業務の受託実績を有すること。

3 業務委託者の選定方法

明日香村は、酒船石遺跡応急対策整備事業に伴う基本設計・実施設計等業務委託者を選定する

にあたり、参加者を公募し、当該参加者に対して参加申込書・提案書の提出を求め、かつヒアリングを実施し、酒船石遺跡応急対策整備事業に伴う基本設計・実施設計等業務委託に係る審査項目及び審査基準に基づき審査を行い、最も高得点を獲得した者を契約候補者として選定します。プロポーザルへの参加を希望される場合は、実施要領等を確認のうえ、参加申込書及び提案書を提出期限までに提出してください。

尚、主な日程は、次のとおりです。

実施内容	実施期間又は期日
実施要領等の交付	平成31年1月28日（月）～平成31年1月31日（木）
参加申込書の提出	平成31年2月1日（金）～平成31年2月7日（木）
質問票の提出	平成31年2月8日（金）
提案書の提出	平成31年2月20日（水）～平成31年2月22日（金）
ヒアリング	平成31年2月27日（水）予定
審査結果の通知	平成31年2月下旬予定
契約の締結	平成31年2月下旬予定

4 公募型プロポーザル実施要領等の交付期間等

(1) 交付期間

平成31年1月28日（月）から平成31年1月31日（木）まで
（ただし、土・日曜日及び祝日を除く、午前9時から午後5時まで）

(2) 交付場所

明日香村教育委員会 文化財課
〒634-0141 奈良県高市郡明日香村大字川原9 1-3

(3) 交付資料

- ① 公募型プロポーザル実施要領
- ② 業務仕様書
- ③ 参加申込書（様式1）
- ④ 資格調書（様式2）
- ⑤ 質問票（様式3）
- ⑥ 提案書（様式4～様式6）

※ 上記の交付資料は、明日香村のホームページ（<http://www.asukamura.jp>）からもダウンロードできます。

5 参加申込書の提出

(1) 提出期間

平成31年2月1日（金）から平成31年2月7日（木）まで
（ただし、土・日曜日及び祝日を除く、午前9時から午後5時まで）

(2) 提出場所

明日香村教育委員会 文化財課
〒634-0141 奈良県高市郡明日香村大字川原9 1-3

6 質問票の提出

(1) 受付期間

平成31年2月8日(金)

(ただし、午前9時から午後5時まで)

7 提案書の提出

(1) 提出期間

平成31年2月20日(水)から平成31年2月22日(金)まで

(ただし、土・日曜日及び祝日を除く、午前9時から午後5時まで)

(2) 提出場所

明日香村教育委員会 文化財課

〒634-0141 奈良県高市郡明日香村大字川原9 1-3

8 契約の不締結

契約候補者の特定後、契約候補者が次のいずれかに該当すると認められるときは、契約を締結しないものとします。

- ① 契約候補者の役員等(法人にあつては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体にあつては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあつては、その者及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき。
- ② 暴力団(暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。
- ③ 契約候補者の役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。
- ④ 契約候補者の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与しているとき。
- ⑤ 契約候補者の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- ⑥ 本契約に係る下請契約又は資材、原材料の購入契約等の契約(以下「下請契約等」という。)に当たって、その相手方が上記①から⑤のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したとき。
- ⑦ 本契約に係る下請契約等に当たって、上記①から⑤のいずれかに該当する者をその相手方としていた場合(上記⑥に該当する場合を除く。)において、明日香村が明日香村との契約の相手方に対して下請契約等の解除を求め、契約の相手方がこれに従わなかったとき。

9 その他

詳細は、酒船石遺跡応急対策整備事業に伴う基本設計・実施設計等業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領によるものとします。

10 問い合わせ先

〒634-0111 奈良県高市郡明日香村大字川原9 1-3

明日香村教育委員会 文化財課

TEL 0744-54-5600 FAX 0744-54-5602